

令和2年度予算編成方針の概要

基本方針

平成30年7月豪雨災害の発災から2年が経過することを念頭に、被災地の課題やニーズを踏まえながら、「より災害に強く、元気な岡山」を目指し、引き続き、復旧・復興に全力で取り組むとともに、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「プラン」という。）の行動計画期間最終年度となることから、プランに掲げる目標達成に向け、さらに取組を加速する。

「生き生き岡山」の実現に向け、教育の再生、産業の振興、人口減少問題への対応など、市町村等とも連携しながら、より実効性の高い施策を着実に推進することで、好循環の流れをさらに力強いものにし、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、1日も早い復旧・復興に向け、直面する課題や現場のニーズに対応するために必要な施策・事業へ優先的に財源を配分するとともに、プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

【義務的経費】

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

【一般行政経費】

別紙「令和2年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

（事業費）

- ・ 単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。

上記の準義務的経費以外の経費については、復旧・復興に引き続き全力で取り組む一方、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

(運営費)

- ・ 事業費ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

[投資的経費]

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進める。

- ・ 補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和元年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に採択された事業（以下「河川激特事業等」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 維持修繕経費は、一般財源ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げの影響額を加算した額を要求上限とする。
- ・ このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備、警察本部庁舎整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。
- ・ また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、豪雨災害への対応を踏まえ、所要額での要求とすること。

令和2年度 重点的に推進すべき施策に関する方針

最終年度を迎える「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「プラン」という。）及び「おかやま創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和2年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向け、引き続き全庁一丸となって全力で取り組むとともに、喫緊の課題である人口減少問題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、プラン及び総合戦略に基づく施策・事業について、時代の潮流の変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、施策・事業の一層の重点化を図る。

これまで進めてきた効果的な事業の検討を一層推進し、成果を重視し、必要性、優先度を十分勘案した施策・事業を立案するため、E B P M（Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案）を試行的に実施する。

2 重点的に推進すべき施策の検討等

（1）平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

被災者が一日も早く住み慣れた地域で、普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせる岡山の実現に向けて、令和2年7月で発災後2年となることを念頭に、被災地の課題やニーズを踏まえた施策・事業を検討する。

（2）新晴れの国おかやま生き生きプランの重点戦略の実行

令和2年度は、プランの行動計画期間の最終年度となることから、少年非行率の低下や刑法犯認知件数の減少、好調な企業誘致による雇用の実現やインバウンドの拡大など、着実に成果が表れている分野をはじめ、「生き生き岡山」の実現に向けて、

教育県岡山の復活

地域を支える産業の振興

安心して豊かさが実感できる地域の創造

の3つの重点戦略に係る生き生き指標の達成のため、事業成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策・事業を検討する。

（3）おかやま創生の推進

総合戦略に掲げる4つの基本目標の達成に向けて、自然減対策、社会減対策に一層注力するとともに、5つの政策テーマ「少子化対策」、「働き方改革」、「若者の還流対策」、「グローバル対応の推進」及び「おかやま創生を担う人材の育成」について、部局間連携等により実効性の高い施策・事業を検討する。

3 行政評価結果等の活用

重点的に推進すべき施策を検討するに当たっては、行政評価の結果等を活用して既存事業の分析を行い、目標達成の進捗が芳しくない事項を補填しうるものか否かについても考慮する。

4 効果的な事業の検討

(1) ニーズの把握、現状と課題の分析に基づく検討

過去の例にとらわれることなく、マーケティング重視の観点に立って、市町村や民間のニーズを的確に把握するとともに、現状と課題の徹底した分析を行い、エビデンスに基づき県として実施すべき必要性を明確に打ち出し、効果的な事業となるよう検討する。

〈検討の視点〉

- ・県民満足度調査結果の活用や意識調査の実施により、県民ニーズを的確に把握する。
- ・地域経済分析システムを活用するなど、統計手法を活用した分析の実施等により、課題解決に向けて事業を最適化する。

(2) 先進事例等の検討

過去の類似事例はもとより、他の都道府県や海外、民間等の先進・成功事例を収集し、事業の効果に係る実証分析結果がある場合には、これを参照するなど、費用・効果の確認、事業の決定等に反映する。

(3) 費用対効果による検討

事業の妥当性を判断するに当たり、トータルコストを考慮しながら、事業実施により期待される効果を貨幣価値又は指数で比較する費用便益分析や費用効果分析などの活用による費用対効果の評価について検討する。

(4) 事業主体の明確化

民間が行うべき事業は民間で、市町村が行うべき事業は市町村で実施し、連携して取り組む事業については各主体の役割を明確化するほか、市町村や受益者に応分の負担を求めているかといった観点から考察を進め、県が真に実施すべき事業として充実した内容となるよう検討する。

5 国の動向等を踏まえた検討

国の予算編成の動向はもとより、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」等を踏まえ、必要に応じて事業の検討に反映する。

6 EBPMの試行的実施

施策・事業の立案時に、事業効果に係る実証分析（エビデンス）を参照し、既存の実証分析が無い場合は、自ら実証分析ができるように施策・事業を立案し、事業実施後に効果検証を行うことを目指す。